

七飯町指定総合事業生活援助サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 基本方針（第 4 条）
- 第 3 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）
- 第 4 章 設備に関する基準（第 7 条）
- 第 5 章 運営に関する基準（第 8 条—第 3 8 条）
- 第 6 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 3 9 条—第 4 1 条）
- 第 7 章 補則（第 4 2 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（以下「第 1 号訪問事業」という。）のうち、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）第 1 4 0 条の 6 3 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する旧介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）に係る基準よりも緩和した総合事業生活援助サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）総合事業生活援助サービス事業者 町が指定した総合事業生活援助サービスを提供する事業者をいう。
- （2）総合事業訪問介護サービス 第 1 号訪問事業のうち、介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- （3）総合事業訪問介護サービス事業者 町が指定した総合事業訪問介護サービスを提供する事業者をいう。
- （4）常勤 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（3 2 時間を下回る場合は 3 2 時間を基本とする。）に達していることをいう。

- (5) 常勤換算方法 総合事業生活援助サービス事業所の従業者の勤務時間数をこれらのサービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、これらのサービス事業所の従業員の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
 - (6) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
 - (7) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定及び省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当することをいう。
 - (8) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
 - (9) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により、第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる方法により提供されるサービスをいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 総合事業生活援助サービス事業者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、総合事業生活援助サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、他の総合事業サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 総合事業生活援助サービスは、その利用者が可能な限りその者の居室において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状

態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯等の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第3章 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 事業者が総合事業生活援助サービス事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（総合事業生活援助サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は町長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者であって、次項に記載する員数の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 サービス提供責任者の員数は、利用者（当該総合事業生活援助サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問介護事業者（介護予防訪問介護のサービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）及び総合事業訪問介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ総合事業生活援助サービスの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定を受けている事業のすべてのサービス利用者をいう。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数は、利用者の数に応じて常勤換算方法により算定することができる。
- 4 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第2項のサービス提供責任者は、専ら総合事業生活援助サービスに従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する総合事業生活援助サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第1号。以下この項において「指定地域密着型サービス条例」

という。)第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

6 第3項の規定にかかわらず、サービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

7 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業生活援助サービスの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第4章 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、総合事業生活援助サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業生活援助サービスの事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業者は、総合事業生活援助サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項

に関する規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的

方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業者は、正当な理由なく総合事業生活援助サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 事業者は、事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な総合事業生活援助サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者の住所地を管轄する介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の総合事業生活援助サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 事業者は、総合事業生活援助サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者(以下「要支援被保険者等」という。)である旨及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、総合事業生活援助サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 事業者は、総合事業生活援助サービスの提供の開始に際し、要支援被保険者等である旨の判定を受けていない利用申込者については、要支援認定等の手続きが既に行われているかどうかを確認し、手続きが行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該手

続が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 事業者は、介護予防支援事業者等による支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。
(心身の状況等の把握)

第13条 事業者は、総合事業生活援助サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（七飯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）第31条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 事業者は、総合事業生活援助サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 事業者は、総合事業生活援助サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等による支援を受けるための援助)

第15条 事業者は、総合事業生活援助サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防支援事業者等による支援を受けていない時は、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防支援事業者等による支援を依頼する旨を町に対して届け出ること等により、総合事業生活援助サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の介護予防支援事業者等による支援を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防支援事業者等が作成する計画に沿ったサービスの提供)

第16条 事業者は、介護予防支援事業者等が作成する計画（以下「介護予防サービス計画」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った総合事業生活援助サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第17条 事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 事業者は、総合事業生活援助サービスを提供した際には、当該総合事業生活援助サービスの提供日及び内容、当該総合事業生活援助サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払いを受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、総合事業生活援助サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第20条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する総合事業生活援助サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、町が別に定める当該総合事業生活援助サービスに係る第1号事業支給費の額から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業生活援助サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、町が別に定める総合事業生活援助サービスに係る第1号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において総合事業生活援助サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができるものとする。

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あら

かじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第21条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業生活援助サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した総合事業生活援助サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する総合事業生活援助サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する町への通知)

第23条 事業者は、総合事業生活援助サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに総合事業生活援助サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に総合事業生活援助サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 総合事業生活援助サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関

すること。

- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第26条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 総合事業生活援助サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実地の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他総合事業生活援助サービス事業の運営に関する重要事項

（生活援助等の総合的な提供）

第27条 事業者は、総合事業生活援助サービスの事業の運営に当たっては、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「生活援助等」という。）を常に総合的に提供するものとし、生活援助等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第28条 事業者は、利用者に対し適切な総合事業生活援助サービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって総合事業生活援助サービスを提供しなければならない。
- 3 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第29条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 事業者は、事業所の見やすい場所に、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第32条 事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第33条 事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 事業者は、提供した総合事業生活援助サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した総合事業生活援助サービスに関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。
- 5 事業者は、提供した総合事業生活援助サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第35条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した総合事業生活援助サービスに関する利用者からの苦情に関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条 事業者は、利用者に対する総合事業生活援助サービスの提供に関し事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 事業者は、利用者に対する総合事業生活援助サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第37条 事業者は、総合事業生活援助サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、総合事業生活援助サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第38条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する総合事業生活援助サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない

ない。

- (1) 総合事業生活援助サービス計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第23条に規定する町への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(総合事業生活援助サービスの基本取扱方針)

第39条 総合事業生活援助サービスは、利用者の介護予防に資するよう、計画的にサービスの提供が行われなければならない。

- 2 事業者は、自らその提供する総合事業生活援助サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 事業者は、総合事業生活援助サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 事業者は、総合事業生活援助サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(総合事業生活援助サービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う総合事業生活援助サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総合事業生活援助サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、必要に応じて、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、総合事業生活援助サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス

の提供を行う期間等を記載した総合事業生活援助サービス計画を作成するものとする。

- (3) サービス提供責任者は、総合事業生活援助サービス計画を作成しない場合は、利用者が日常生活を営むのに必要としている具体的な支援内容を記載した手順書（以下「手順書」という。）を作成するものとする。
- (4) 総合事業生活援助サービス計画及び手順書は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (5) サービス提供責任者は、総合事業生活援助サービス計画及び手順書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (6) サービス提供責任者は、総合事業生活援助サービス計画及び手順書を作成した際には、当該総合事業生活援助サービス計画及び手順書を利用者に交付しなければならない。
- (7) 総合事業生活援助サービスの提供に当たっては、総合事業生活援助サービス計画又は手順書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (8) 総合事業生活援助サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (9) 総合事業生活援助サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、総合事業生活援助サービス計画を作成した場合は、当該総合事業生活援助サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該総合事業生活援助サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて総合事業生活援助サービス計画の変更を行うものとする。

(13) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する総合事業生活援助サービス計画の変更について準用する。

(総合事業生活援助サービスの提供に当たっての留意事項)

第41条 総合事業生活援助サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 介護予防支援事業者等が行う支援において把握された課題、総合事業生活援助サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえて、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第7章 補則

(委任)

第42条 この要綱に定めるもののほか、総合事業生活援助サービスの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。